

石川県における知的財産への取組み

石川県商工労働部産業政策課

(1) 石川県の知財戦略策定の背景

石川県は人口当たりの大学の集積が全国第2位であり、知的財産の活用を推進するためのインフラ（大学教員、科学研究者、技術者、弁理士、コーディネーター等の数）が全国第4位（※）という調査結果もあるなど、知的財産を活用するためのインフラは恵まれているといえます。

県内総生産は日本全体の0.9%を占めており、人口比で考えるとほぼ平均的な規模となっています。しかしながら、県内企業の特許出願状況を見ると、全国シェア（H16年0.23%）は低い水準にあり、出願件数も近年減少傾向にあります。

その一方で、本県には独自技術を有し、特定の市場でシェアトップである、いわゆるニッチトップ企業の数が全国的にも多く、そのような企業は独自の技術や製品の強みを保護し、競合他社との優位性を確保するため、特許を積極的に取得するなど知的財産の戦略的な活用が行われているという実態があります。

このような背景を踏まえ、本県産業の対外競争力を

総合的に強化していくためには、技術力はあるが知的財産に関心がない企業を、ニッチトップ企業のように知的財産を戦略的に活用できるよう段階的に育成していくことが効果的であると考え、石川県の知財戦略は「ニッチトップ企業育成のための知的財産の戦略的活用」を基本方針に掲げました。本県の知財戦略は名称を「石川県知的財産活用プログラム」とし、平成18年1月に策定しました。

(2) 石川県知的財産活用プログラムの具体的施策

石川県知的財産活用プログラムの策定段階で、製造業を中心とした県内企業にアンケート調査を実施し、技術志向の企業や大学にもヒアリング調査を行いました。そのなかで企業の持つ課題を整理し、①経営者の意識改革、②戦略的活用の推進、③人材の育成、④支援体制の強化、の4つを支援テーマに掲げ、それぞれ段階毎に支援施策を計画し、施策体系図としてまとめました（図1）。

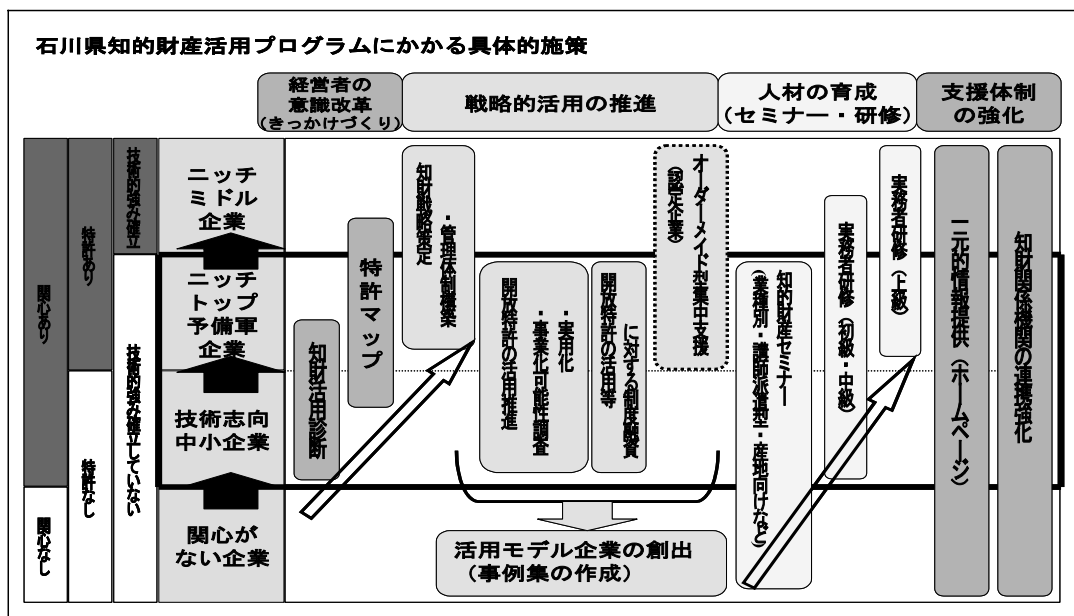


図1

①経営者の意識改革では、知的財産活用への取り組みのきっかけづくりとするため、競合他社の特許取得状況との比較などにより、自社の開発の方向が妥当かどうか、知財の管理体制が十分かどうかについて企業の簡易診断を行います。また、今後の開発分野を見極めるために行う特許マップの作成に対しても支援を行うこととしました。

②戦略的活用の推進では、特許流通を促進させるため、開放特許の活用による事業化可能性調査、実用化に対する支援を創設し、制度融資の対象枠も拡大させることで、事業化に必要な資金需要に応えられるようにしました。

③人材の育成については、業界団体のセミナーに講師を派遣するほか、企業の社内人材育成に計画的に活用できるための実務者向け研修会をレベル別に実施します。

④支援体制の強化では、知財関係機関の連携強化を目的に平成18年7月7日、日本弁理士会と石川県の間で協力協定を締結しました。この協定は、プログラムの策定委員に入っていたいただいた亀谷美明日本弁理士会副会長（当時）の提案により実現したもので、日本弁理士会北陸支部の発足日に合わせて県庁で締結式を行いました。協定では、特許などの知的財産活用による産業振興を目指し、知的財産の普及啓発、専門人材の育成、研修などについて協力して実施することとしております。

具体的には、知的財産実務者研修会、セミナーの企画・講師派遣、企業への知財指導等で日本弁理士会に協力をいただき、企業の知財活動をバックアップしています。

知的財産活用プログラムの策定からおおよそ1年半が経過しましたが、社内で新たに知財担当者を配置した企業、開放特許の活用で成功した企業、産学連携による技術開発に取り組みはじめた企業など、着実に成果は出てきており、今後も関係機関と連携しながら知財支援の強化に力を入れていきます。

(3) 公的機関によるバックアップ体制

石川県の産業振興の中核エリアである地場産業振興ゾーンは県庁に隣接しており、ゾーン内には、企業活動の総合支援機関である石川県産業創出支援機構（ISICO：イシコ）、県内企業の技術高度化や研究開発を支援する工業試験場をはじめ、日本弁理士会北陸支

部、発明協会石川県支部、商工会連合会など多くの支援機関が集積しています。

また、能美市にあるいしかわサイエンスパークでは、北陸先端科学技術大学院大学を中核に公的研究機関、企業の研究所などが集積し、産学官連携による研究開発の拠点となっています。ベンチャー企業に対しても低廉な賃貸料で土地や建物を提供し、新産業創出を支援しています。

県内にはそのほか、石川県立大学、金沢大学、金沢工業大学などの教育機関、いしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）が企業の産業創造をバックアップしており、県内のこれらの恵まれた環境が、全国トップレベルの知財インフラを作り上げています。

石川県の知的財産支援に関しては、石川県産業創出支援機構の特許流通支援室が担当しており、同じフロアに入居している発明協会石川県支部とともに知的所有権センターを構成しています。

当施設には、特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザー、出願アドバイザーが常駐し、相談窓口を担っているほか、企業訪問による検索指導、セミナーも行っています。発明協会の支部と連携していることで、無料発明相談、研修会の開催など、知財支援のワンストップウィンドウとして効果的な役割を果たしています。同じゾーン内にある日本弁理士会北陸支部からは弁理士を紹介してもらうことも可能です。

(4) 地域団体商標の活用について

平成18年4月に出願受付がスタートした地域団体商標については、現在のところ石川県内からの商標登録件数は24件で、全国では京都に次いで多い件数となっています。これは商標法改正により新制度が開始されるにあたり、事前に勉強会を開催して準備を進めるなど、前向きに取り組んできた団体が多かったからだと考えられます。県としても、セミナーや勉強会を行う団体に対して、弁理士などの講師を無料で派遣するなど、地域団体商標への取組をバックアップしています。

また、本県には輪島塗、加賀友禅、九谷焼、金箔箔などの伝統工芸品のほか、温泉、農産品にも全国的に有名な地域ブランドが多く、当初から関係団体の大きな関心を集めていました。

地域団体商標は、他者の類似商標を防ぎ、自分たちのブランド価値を守ることが目的ですが、組合

のなかには今回の登録をきっかけとして、商品 PR イベント、海外商標の取得などにより地域ブランド力の向上に取り組むところもあるようです。県としても専門家の派遣等により、このような地域ブランドの取組みを継続して支援していくこととしています。

(5) 最後に

知的財産を戦略的に活用することは、大企業のみならず中小・ベンチャー企業においても、製品やサービス、技術の競争力の向上につながります。しかしながら、県内企業に対するアンケート調査では、企業規模が小さいほど知的財産に対する関心は低くなっていく傾向があり、高い技術力、新鋭的な開発力はありませんが、特許を全くとっていない企業が多いということが明らかになっています。

知的財産の意識を醸成していくためには、経営トップの知財マインドの向上や、一般従業員も含め社内全体で権利化を意識する環境づくりを推進していく必要があると考えられます。県内企業のなかでも、知的財産を戦略的に活用しているのはニッチトップ企業など

一部の企業となっており、関心の低い企業に対して意識啓発を進め、知財を担う人材の育成に取り組んでいくことが重要になってきます。

このようななかで、知的財産の専門家である弁理士への期待はますます高まっており、県としても日本弁理士会の協力をいただきながら、県内企業の知財活動を積極的にサポートしていきたいと考えております。

注

(※)日経産業消費研究所「日経グローバル No.6 2004 年 6 月」参照

お問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課
技術振興開発支援グループ

TEL : 076-225-1513

E-mail : syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

URL : <http://www.pref.ishikawa.jp/syoko/index.html>

パテント誌原稿募集のお知らせ

日本弁理士会
パテント編集委員会

従来からパテント誌は、編集委員が知っている範囲で著者を募集するという形をとってまいりましたが、特に広範な意見の徴集が必要と考えられる特集については、より有益な意見を広く募集するために、別途に公募をすることとなりました。今回の公募の対象として決定したテーマは下記のようなものです。

これらのテーマについてしっかりと語れる弁理士は、実は極めて少ないのではないかと思います。従って、これらに関する意見は非常に貴重なものでありますので、是非ともそれをまとめてひとつの本として広く役立てるとともに、貴重な財産として後世に残すようにしたいと思います。

下記のテーマに実際に従事されておられる方はもちろんですが、そうでない方の「こうあるべきである」や「こうありたい」も、同時に公募いたします。未体験の方のご意見も、体験に基づく見解と同様に価値あるものだからです。いずれにしても、我が国のこれからのために、現在ないしは後世に役立つ情報の集積と保存をすべく、どうかご協力をいただければと思います。

論文を募集しているテーマ

- ・ 地方公共団体等による知財活動や、地方の発明支援制度について
- ・ 先端技術について
- ・ 弁理士の新事業について
- ・ 環境技術について
- ・ 侵害訴訟について

※いただいた原稿はパテント編集委員会にて検討の結果、不掲載となる場合もありますので予め御了承下さい。



投稿原稿はこちら
patent-bosyuu@jpaa.or.jp

—お問合せ—
日本弁理士会 広報・支援・評価室
TEL03-3519-2361 FAX03-3519-2706